

○熊本県環境影響評価条例施行規則

(平成 12 年 12 月 20 日規則第 56 号)

改正	平成 14 年 3 月 29 日規則第 20 号	平成 15 年 9 月 30 日規則第 46 号
	平成 19 年 3 月 30 日規則第 17 号	平成 20 年 10 月 17 日規則第 59 号
	平成 23 年 6 月 30 日規則第 29 号	平成 27 年 5 月 29 日規則第 32 号
	平成 28 年 3 月 29 日規則第 12 号	令和 2 年 3 月 30 日規則第 19 号
	令和 5 年 9 月 29 日規則第 38 号	

熊本県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

熊本県環境影響評価条例施行規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等(第 3 条の 2―第 3 条の 9)

第 2 節 方法書の作成等(第 4 条―第 11 条)

第 3 節 準備書の作成等(第 12 条―第 31 条)

第 4 節 評価書の作成等(第 32 条―第 37 条の 2)

第 3 章 対象事業の内容の修正等(第 38 条・第 39 条)

第 4 章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第 40 条―第 44 条)

第 5 章 事後調査の実施等(第 45 条―第 49 条)

第 6 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第 50 条―第 53 条)

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第 54 条―第 56 条)

第 7 章 環境影響評価法との関係(第 57 条)

第 8 章 環境影響評価審査会(第 58 条―第 63 条)

第 9 章 雑則(第 64 条・第 65 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県環境影響評価条例(平成 12 年熊本県条例第 61 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める事業は、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事業に該当する一の事業とする。

(条例別表第 20 号の規則で定める事業)

第 3 条 条例別表第 20 号の規則で定める事業は、工作物の用に供する一団の土地の造成事業(同表第 8 号から第 15 号までに掲げる事業に該当するものを除く。以下「その他の造成事業」という。)とする。

第 2 章 環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書の作成等

(計画の立案の段階における決定事項)

第3条の2 条例第4条の2の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(配慮書の記載事項)

第3条の3 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。

2 事業者は、条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の一般の意見についての当該事業者の見解を記載するよう努めるものとする。

(配慮書の送付部数)

第3条の4 配慮書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、条例第4条の4に規定する市町村長に対するものにあつては当該市町村長の意見を聴いて知事が定める部数とする。

(配慮書の公表の方法)

第3条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して適切な場所を定めて縦覧に供すること。

ア 事業者の事務所

イ 県の庁舎その他の県の施設

ウ 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(2) 次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うこと。

ア 事業者のウェブサイトへの掲載

イ 県のウェブサイトへの掲載

ウ 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

2 前項各号に掲げる方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当の期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の6 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の7 事業者は、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 事業者は、対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

第3条の8 事業者は、条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上の間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域の位置

(4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

(5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(6) 前号の書面の提出期限及び提出先その他書面の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載

(2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示

(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 県の庁舎その他の県の施設

(3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の事業者が定める期間内に、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
（対象事業の廃止等の場合の公表の方法）

第3条の9 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載
- (2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の7第1項第3号に該当した場合にあっては、引継により新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第4条 条例第5条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業の規模
- (4) 対象事業実施区域の位置
- (5) 対象事業の実施期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

3 条例第5条第1項第3号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況の区分に応じて記載するものとする。

4 第1項第4号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 条例第5条第1項第7号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めたときは、当該意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

(2) 条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(3) 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって1又は2以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果について記載した書類を環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の定めるところに従って作成した場合にあっては、次に掲げる事項

ア 当該書類の内容

イ 当該書類についての主務大臣の意見がある場合は、その意見

ウ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合は、その意見

エ 当該書類についての一般の意見がある場合は、その概要

オ イからエまでの意見についての事業者の見解

カ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(4) 条例第6条に規定する地域及びその認定理由

7 条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第5条 条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書の送付部数)

第6条 方法書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、条例第6条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」という。)の長に対するものにあつては管轄市町村の長の意見を聴いて知事が定める部数とし、その要約書の送付部数は、知事に対するものにあつては10部を基準として知事が定める部数とし、管轄市町村の長に対するものにあつては管轄市町村の長の意見を聴いて知事が定める部数とする。

(方法書についての公告の方法)

第7条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載
 - (2) 管轄市町村の協力が得られた場合にあっては、管轄市町村の公報又は広報紙への掲載及び管轄市町村の掲示板への掲示
 - (3) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載
- (方法書の縦覧)

第8条 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうち

から、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
 - (2) 県の庁舎その他の県の施設
 - (3) 管轄市町村の協力が得られた場合にあっては、管轄市町村の庁舎その他の管轄市町村の施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- (方法書について公告する事項)

第9条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 条例第6条に規定する地域
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表の方法)

第9条の2 条例第7条の規定による方法書及びその要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 管轄市町村の協力を得て、管轄市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第9条の3 事業者は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して方法書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第6条に規定する地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第9条の4 第7条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 条例第6条に規定する地域
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
（責めに帰することができない事由）

第9条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（方法書についての意見書の提出）

第10条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（方法書についての知事の意見の提出期間）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第3節 準備書の作成等

（準備書の作成）

第12条 条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 対象事業に係る工作物及び土地利用に関する計画の概要
- (3) 対象事業に係る工法、工事期間、工程その他の工事計画の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

- 2 第4条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、条例第13条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第4条第5項中「条例第5条第1項第7号」とあるのは「条例第13条第1項第5号」と、第4条第7項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項」と読み替えるものとする。
- 3 第4条第6項の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。この場合において、第4条第6項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。
- 4 条例第13条第1項第4号の事業者の見解については、意見の項目ごとに記載するものとする。
- 5 条例第13条第1項第6号イに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより
り選定した環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果について、できる限り明らかにするものとする。
- 6 条例第13条第1項第6号ウに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。
- 7 条例第13条第1項第6号エに掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに講じることとした環境保全措置の概要を一覧できるようにするものとする。

(準備書の送付部数)

第13条 第6条の規定は、準備書及びその要約書の送付部数について準用する。この場合において、同条中「条例第6条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」という。)の長」とあり、及び「管轄市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告の方法)

第14条 第7条の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第15条 第8条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第8条中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第16条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模

- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第 17 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表の方法)

第 16 条の 2 第 9 条の 2 の規定は、条例第 15 条の規定による公表について準用する。

この場合において、第 9 条の 2 中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の日時及び場所)

第 17 条 第 9 条の 3 の規定は、条例第 16 条第 1 項の規定による準備書説明会について

準用する。この場合において、第 9 条の 3 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、

「条例第 6 条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第 18 条 第 7 条の規定は、条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 7 条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 第 9 条の 4 第 2 項の規定は、条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 9 条の 4 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第 2 項第 4 号中「条例第 6 条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第 19 条 第 9 条の 5 の規定は、条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 4 項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第 9 条の 5 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第 20 条 削除

(準備書についての意見書の提出)

第 21 条 第 10 条の規定は、条例第 17 条第 1 項の意見書について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第 22 条 条例第 19 条第 1 項の公聴会(以下単に「公聴会」という。)は、関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができるものとする。

2 知事は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して公聴会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(公聴会の開催の公告等)

第 23 条 知事は、公聴会を開催するときは、次に掲げる事項を公聴会の開催を予定する日の 1 月前までに公告するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域の位置

(4) 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(5) 公聴会において意見を聴こうとする事項

(6) 次条第 1 項に規定する公述の申出に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公述の申出)

第 24 条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催を予定する日の 2 週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により知事に申し出るものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名)

(2) 対象事業の名称

(3) 環境の保全の見地からの意見の要旨

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項第 3 号の意見の要旨は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述時間等)

第 25 条 知事は、前条第 1 項の規定により申し出た者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)の意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の開催手続)

第 26 条 公聴会は、知事が指名する県の職員が議長として主宰する。

第 27 条 公述人は、日本語により陳述するものとする。

2 公述人の発言は、第 23 条第 1 項第 5 号の事項の範囲を超えてはならない。

第 28 条 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。

- 2 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、当該公述人の陳述に代え、第 24 条第 1 項に規定する書面に記載された意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。

第 29 条 公述時間を定められた公述人が当該公述時間を超えて意見を述べたとき若しくは公述人の発言が第 23 条第 1 項第 5 号の事項の範囲を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命じることができる。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者があるときは、その者の退場を命じることができる。

- 3 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会を続行することが著しく困難であると認めるときは、当該公聴会を終了することができる。

- 4 前 3 項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(公聴会記録書の作成)

第 30 条 議長は、公聴会を開催した後、次に掲げる事項を記載した公聴会記録書を作成し、これに記名押印し、速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び場所
- (4) 公述人が述べた意見の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第 31 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 第 11 条第 2 項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第 4 節 評価書の作成等

(条例第 21 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽微な修正等)

第 32 条 条例第 21 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽微な修正は、別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第 6 条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする。

- 2 条例第 21 条第 1 項第 1 号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 前項に規定する修正
- (3) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書の作成)

第33条 第12条の規定は、条例第21条第2項の規定により事業者が評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、評価書を作成するに当たって、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書の送付部数)

第34条 第6条の規定は、評価書及びその要約書の送付部数について準用する。この場合において、同条中「条例第6条に規定する地域を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）の長」とあり、及び「管轄市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告の方法)

第35条 第7条の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。この場合

において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧)

第36条 第8条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第8条中「方法書」とあるのは「評価書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第37条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表の方法)

第37条の2 第9条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第3章 対象事業の内容の修正等

(条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第38条 第32条の規定は、条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等についての公告等)

第39条 第7条の規定は、条例第26条第1項の規定による公告について準用する。

この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 条例第26条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第26条第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第40条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の左欄に掲げる対

象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の

右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 前項に規定する変更
- (3) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であつて、当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書公告後の引継ぎの場合の公告)

第 41 条 第 7 条の規定は、条例第 27 条第 4 項の規定による公告について準用する。

この場合において、第 7 条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 条例第 27 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

(4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第 42 条 第 7 条の規定は、条例第 28 条第 2 項の規定による公告について準用する。

この場合において、第 7 条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 条例第 28 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第 28 条第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨、その理由及び行うこととした手続

3 第 7 条及び第 39 条第 2 項の規定は、条例第 28 条第 3 項において準用する条例第 26 条第 1 項又は条例第 27 条第 4 項の規定による公告について準用する。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査に係る法令の規定)

第 43 条 条例第 30 条第 1 項の法令の規定であって規則で定めるものは、次に掲げると

おりとする。

(1) 熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 号)第 21 条第 4 項

(2) 熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 14 条第 4 項及び同条例第 26 条第 1 項

2 条例第 30 条第 3 項の法令の規定であって規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 熊本県立自然公園条例第 31 条第 1 項

(2) 熊本県自然環境保全条例第 16 条第 1 項、同条例第 22 条第 1 項及び同条例第 26 条第 3 項

(工事着手等の届出)

第 44 条 条例第 33 条の規定による届出は、工事着手等届出書(別記様式第 1 号)により行うものとする。

第5章 事後調査の実施等

(事後調査報告書の作成等)

第45条 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業の目的
 - (4) 対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域その他の対象事業の内容に関する事項
 - (5) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況
 - (6) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (7) 事後調査の項目、手法及び結果
 - (8) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (9) 専門家の助言を受けた場合にあっては、その内容と専門分野等
 - (10) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 前項の規定により同項第9号に掲げる事項を記載するに当たっては、できる限り専門家の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。
- 3 条例第23条の規定による公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、事後調査報告書に記載しなければならない。
- 4 事後調査報告書の送付部数は、知事に対するものにあつては30部を基準として知事が定める部数とし、関係市町村長に対するものにあつては関係市町村長の意見を聴いて知事が定める部数とする。
- (事後調査報告書についての公告の方法等)

第46条 第7条の規定は、条例第34条第2項の規定による公告について準用する。

この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 条例第34条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲

(5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(事後調査報告書の縦覧)

第 47 条 第 8 条の規定は、条例第 34 条第 2 項の規定による縦覧について準用する。

この場合において、第 8 条中「方法書」とあるのは「事後調査報告書」と、「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公表の方法)

第 47 条の 2 第 9 条の 2 の規定は、条例第 34 条第 2 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 9 条の 2 中「方法書及びその要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(申出事業の申出)

第 48 条 条例第 36 条第 1 項の規定による申出は、申出事業に係る申出書(別記様式第 2 号)により行うものとする。

(手続を中止しようとする場合の申出等)

第 49 条 条例第 36 条第 2 項の規定による申出は、申出事業に係る手続の中止申出書(別記様式第 3 号)により行うものとする。

2 第 7 条の規定は、条例第 36 条第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 7 条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

3 条例第 36 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 申出事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 申出事業の名称、種類及び規模

第 6 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第 50 条 条例第 37 条第 2 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中 読み替えられ る規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第 4 条の 2	事業者	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 15 条第 1 項の県又は市町村(同法第 22 条第 1 項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)
	対象事業	対象事業が都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は

		対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第 4 条の 3 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 4 条の 3 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 4 条の 3 第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 4	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 5 及び第 4 条の 6	事業者	都市計画決定権者
第 4 条の 7 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 5 条第 1 項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び	都市計画決定権者の名称

	主たる事務所の所在地)	
第 5 条第 1 項 第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項 第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 5 条第 1 項 第 6 号	事業者	都市計画決定権者
第 5 条第 1 項 第 7 号	対象事業	都市計画対象事業
第 6 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 7 条から第 10 条まで	事業者	都市計画決定権者
第 11 条から第 14 条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 15 条から第 20 条まで	事業者	都市計画決定権者
第 21 条第 1 項 各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第 21 条第 1 項 第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 21 条第 2 項 及び第 22 条から第 24 条まで	事業者	都市計画決定権者
第 25 条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 26 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 27 条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた

	を行い	が行われ
	前条第 2 項	第 26 条第 2 項
第 28 条	を行った	が行われた
第 29 条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)

第 50 条の 2 条例第 37 条第 1 項の規定により、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 15 条第 1 項の県又は市町村(同法第 22 条第 1 項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 3 条の 2 から第 42 条まで(第 3 条の 9 第 2 項第 4 号、第 4 条第 7 項、第 39 条第 2 項第 4 号、第 41 条及び第 42 条第 3 項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 条の 2	条例第 4 条の 2	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 2
	対象事業	都市計画対象事業
第 3 条の 3 第 1 項	条例第 4 条の 3 第 1 項第 5 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 3 第 1 項第 5 号
	条例第 4 条の 6	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 6
第 3 条の 3 第 2 項	事業者	都市計画決定権者
	条例第 4 条の 3 第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 3 第 1 項
第 3 条の 4	条例第 4 条の 4	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 4
第 3 条の 5 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
	条例第 4 条の 4	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 4
第 3 条の 6	条例第 4 条の 5 第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 5 第 1 項

第 3 条の 7	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 3 条の 8 第 1 項各号 列記以外の 部分	事業者	都市計画決定権者
	条例第 4 条の 6	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 6
第 3 条の 8 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 3 条の 8 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 3 条の 8 第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 3 条の 8 第 2 項から 第 5 項まで	条例第 4 条の 4	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 4
	事業者	都市計画決定権者
第 3 条の 9 （見出しを含む。）	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 4 条の 7 第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 7 第 1 項
	条例第 4 条の 4	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 4
	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	条例第 4 条の 7 第 1 項各号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 7 第 1 項各号
第 4 条	条例第 5 条第 1 項第 2 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 2 号
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

	条例第 5 条第 1 項第 3 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 3 号
	条例第 5 条第 1 項第 7 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 7 号
	条例第 5 条第 1 項第 8 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 8 号
	条例第 4 条の 6	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 6
	条例第 4 条の 2	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 4 条の 2
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 5 条	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 6 条	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 7 条	条例第 7 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
第 8 条	条例第 7 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
	事業者	都市計画決定権者
第 9 条	条例第 7 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	条例第 8 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項

第 9 条の 2	条例第 7 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
	事業者	都市計画決定権者
第 9 条の 3	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 9 条の 4	条例第 7 条の 2 第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条の 2 第 2 項
	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 9 条の 5	条例第 7 条の 2 第 4 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条の 2 第 4 項
	事業者	都市計画決定権者
第 10 条	条例第 8 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項
第 11 条	条例第 10 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 10 条第 1 項
	事業者	都市計画決定権者
第 12 条	条例第 13 条第 1 項第 1 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 13 条の	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項の
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 5 条第 1 項第 7 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 7 号

	「条例第 13 条第 1 項第 5 号」と、第 4 条第 7 項中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「条例第 13 条第 2 項において準用する条例第 5 条第 2 項」	「第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 5 号」
	条例第 13 条第 1 項第 8 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 8 号
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	条例第 13 条第 1 項第 4 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 4 号
	条例第 13 条第 1 項第 6 号イ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号イ
	条例第 13 条第 1 項第 6 号ウ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号ウ
	条例第 13 条第 1 項第 6 号エ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号エ
第 13 条	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 14 条及び第 15 条	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
第 16 条	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 17 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 16 条の 2	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条

第 17 条	条例第 16 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 1 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 18 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 19 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 22 条	条例第 19 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 19 条第 1 項
第 23 条	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者及び	都市計画決定権者及び
第 24 条及び 第 30 条	対象事業	都市計画対象事業
第 31 条	条例第 20 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 1 項
第 32 条（見出しを含む。）	条例第 21 条第 1 項第 1 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	同条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 33 条	条例第 21 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 2 項

	事業者	都市計画決定権者
第 34 条	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 35 条及び 第 36 条	条例第 23 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 23 条
第 37 条	条例第 23 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 23 条
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 37 条の 2	条例第 23 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 23 条
第 38 条（見出しを含む。）	条例第 25 条ただし書	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 25 条ただし書
	同条ただし書	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 25 条ただし書
第 39 条	条例第 26 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 26 条第 1 項
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 26 条第 1 項各号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 26 条第 1 項各号
第 40 条（見出しを含む。）	条例第 27 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 27 条第 2 項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	同条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条

(都市計画に係る手続との調整)

第 51 条 第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条又は条例第 23 条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第 20 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、準備書及び都市計画の案を縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第 17 条第 2 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書とみなしてこの条例の規定を適用する。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第 52 条 第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 23 条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更についての条例第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 27 条第 2 項	事業者は、第 23 条	都市計画決定権者は、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 56 号。以下「規則」という。)第 50 条の規定により読み替えて適用される第 23 条
	第 5 条第 1 項第 2 号	規則第 50 条の規定により読み替えて適用される第 5 条第 1 項第 2 号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第 27 条第 3 項	第 1 項の規定は、第 23 条	第 27 条第 1 項の規定は、都市計画決定権者が規則第 50 条の規定により読み替えて適用される第 23 条
	第 5 条第 1 項第 2 号	規則第 50 条の規定により読み替えて適用される第 5 条第 1 項第 2 号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画における事業者

第1項中「公告」とあるのは、	第27条第1項中「第23条」とあるのは「規則第50条の規定により読み替えて適用される第23条」と、「公告」とあるのは
を行い	が行われ
行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「規則第50条の規定により読み替えて適用される第21条第1項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第53条 事業者が条例第4条の4の規定による公表を行ってから条例第5条第1項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書に係る事業者（事業者が既に条例第4条の4の規定により当該配慮書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第37条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 事業者が条例第5条第1項の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第37条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 前2項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は、都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

4 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第37条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

5 第3項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

6 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第4項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第4節及び第5節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものと

し、条例第 37 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 23 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条

の評価書を送付しなければならない。

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(対象港湾計画の要件)

第 54 条 条例第 40 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(以下「埋立て等区域」という。)の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるもの
- (2) 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域(当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるもの

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第 55 条 条例第 40 条第 2 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定 中読み替え られる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 章第 3 節の節名及 び第 11 条 の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 11 条	事業者	第 40 条第 1 項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)
	前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 8 条第 1 項の意見に配慮して第 5 条第 1 項第 7 号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	技術指針
	対象事業に係る環境影響評価	第 40 条第 1 項の対象港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)に定められる第 39 条の港湾開発等(以下「港湾開発等」という。)に係る同条の港湾環境影響評価(以下「港湾環境影響評価」という。)

第 12 条の 見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 12 条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等 に係る港湾環境影響評価
第 13 条	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
	第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号 までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
	第 8 条第 1 項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
	第 10 条第 1 項の知事の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等 が実施されるべき区域及びその周囲の 概況
	環境影響の内容	第 39 条の港湾環境影響(以下「港湾環 境影響」という。)の内容
	事後調査	港湾事後調査(対象港湾計画の決定又 は決定後の対象港湾計画の変更後に当 該港湾計画に係る港湾開発等の実施が 環境に及ぼす影響を把握するために行 う調査をいう。以下同じ。)
	環境影響の総合的な評価	港湾環境影響の総合的な評価
第 14 条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等 に係る港湾環境影響
	第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の意見並びに第 12 条の規定 により行った環境影響評価の結 果に鑑み第 6 条の地域に追加す べきものと認められる地域を含 む。以下	以下
第 15 条	事業者	港湾管理者
	環境影響評価	港湾環境影響評価

第 16 条から第 20 条まで	事業者	港湾管理者
第 21 条	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	第 5 条第 1 項第 2 号	第 13 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	同条から	第 11 条から
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	第 5 条第 1 項第 1 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号	第 13 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第 22 条から第 24 条まで	事業者	港湾管理者
第 4 章の章名	対象事業	対象港湾計画
第 25 条(見出しを含む。)	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者
	第 7 条	第 15 条
	第 5 条第 1 項第 2 号	第 13 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	の事業に	の港湾計画に定められる港湾開発等に
	第 5 条から	第 11 条から
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第 26 条の見出し	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止

第 26 条	事業者	港湾管理者
	第 7 条	第 15 条
	方法書、準備書	準備書
	対象事業を実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	第 5 条第 1 項第 2 号	第 13 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第 27 条の見出し	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第 27 条	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業)を実施	港湾計画。以下この条において同じ。)の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	第 5 条第 1 項第 2 号	第 13 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	当該事業を実施	当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を
第 6 章の章名	事後調査	港湾事後調査
第 34 条(見出しを含む。)	事後調査	港湾事後調査
	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る工事に着手した後	対象港湾計画に係る当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更後
第 35 条	事業者	港湾管理者

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)

第 56 条 第 2 章第 3 節から第 5 章まで(第 12 条第 4 項、第 39 条第 2 項第 4 号、第 41 条から第 44 条まで、第 45 条第 3 項、第 48 条及び第 49 条を除く。)の規定は、条例第 40 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 12 条	条例第 13 条第 1 項第 1 号	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 1 号
	対象事業	対象港湾計画
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 13 条の	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項の
	事業者	港湾管理者
	「条例第 13 条第 1 項第 5 号」と、第 4 条第 7 項中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「条例第 13 条第 2 項において準用する条例第 5 条第 2 項」	「条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 5 号」
	第 4 条第 6 項の	第 4 条第 6 項（第 1 号から第 3 号までの規定を除く。）の
	条例第 13 条第 1 項第 8 号	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 8 号
	条例第 13 条第 1 項第 6 号イ	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 6 号イ
	条例第 13 条第 1 項第 6 号ウ	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 6 号ウ
	条例第 13 条第 1 項第 6 号エ	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 1 項第 6 号エ
第 14 条	条例第 15 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 15 条
第 15 条	条例第 15 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 15 条
	「準備書」	「準備書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 16 条	条例第 15 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 15 条
	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所

	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
	条例第 17 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 1 項
第 16 条の 2	条例第 15 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 15 条
第 17 条	条例第 16 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 1 項
第 18 条	条例第 16 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 2 項
第 19 条	条例第 16 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 2 項
	事業者	港湾管理者
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 1 項
第 22 条	条例第 19 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 19 条第 1 項
第 23 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
	事業者及び	港湾管理者及び
第 24 条及び第 30 条	対象事業	対象港湾計画

第 31 条	条例第 20 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 20 条第 1 項
	準用する	準用する。この場合において、第 11 条第 2 項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。
第 32 条 (見出しを含む。)	条例第 21 条第 1 項第 1 号	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 21 条第 1 項第 1 号
	別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第 54 条第 1 号又は第 2 号に規定する区域の位置
	同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第 6 条の規定を適用した場合における同条	当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの(当該修正後の対象港湾計画について条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条の規定を適用した場合における条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
	対象事業	対象港湾計画
	環境影響	港湾環境影響
	条例第 6 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
	同条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
第 33 条	条例第 21 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項
	事業者	港湾管理者
第 35 条	条例第 23 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 23 条
第 36 条	条例第 23 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 23 条
	「評価書」	「評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 37 条	条例第 23 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 23 条

	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 37 条 の 2	条例第 23 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 23 条
第 3 章 の章名	対象事業	対象港湾計画
第 38 条 (見出しを含む。)	条例第 25 条ただし書	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 25 条ただし書
	同条ただし書	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 25 条ただし書
第 39 条 (見出しを含む。)	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
	条例第 26 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 26 条第 1 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	条例第 26 条第 1 項各号	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 26 条第 1 項各号
第 40 条 (見出しを含む。)	条例第 27 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 27 条第 2 項
	別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそ	第 54 条第 1 号又は第 2 号に規定する区域の位置

	れぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	
	同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第 6 条の規定を適用した場合における同条	当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの(当該変更後の対象港湾計画について条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条の規定を適用した場合における条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
	対象事業	対象港湾計画
	環境影響	港湾環境影響
	条例第 6 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
	同条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 14 条
第 5 章 の章名	事後調査	港湾事後調査
第 45 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業	対象港湾計画
	対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域	対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積、対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施された区域
	の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査
第 46 条	条例第 34 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 34 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名	港湾管理者の名称及び住所

	称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 47 条	条例第 34 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 34 条第 2 項
	「事後調査報告書」	「事後調査報告書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 47 条の 2	条例第 34 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 34 条第 2 項

第 7 章 環境影響評価法との関係

(法対象事業に係る規則の読替え)

第 57 条 第 44 条から第 47 条の 2 までの規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 44 条	条例第 33 条	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 33 条
第 45 条	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	条例第 23 条	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 23 条
第 46 条	条例第 34 条第 2 項	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 34 条第 2 項
	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	対象事業実施区域	法第 5 条第 1 項第 3 号の対象事業実施区域
第 47 条	条例第 34 条第 2 項	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 34 条第 2 項
第 47 条の 2	条例第 34 条第 2 項	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 34 条第 2 項

第8章 環境影響評価審査会

(会長)

第58条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第59条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第60条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第61条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、会長が招集する。

7 部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(庶務)

第62条 審査会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第63条 第58条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第9章 雑則

(送付の様式)

第64条 次の表の左欄に掲げる送付は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により行うものとする。

条例第4条の4の規定による送付	別記様式第3号の2
-----------------	-----------

条例第 6 条の規定による送付	別記様式第 4 号
条例第 9 条の規定による送付	別記様式第 5 号
条例第 14 条の規定による送付	別記様式第 6 号
条例第 18 条の規定による送付	別記様式第 7 号
条例第 22 条の規定による送付	別記様式第 8 号
条例第 34 条第 1 項の規定による送付	別記様式第 9 号

(立入調査の身分証明書)

第 65 条 条例第 44 条第 3 項の証明書の様式は、別記様式第 10 号とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 8 章、次条、附則第 3 条、附則第 6 条から附則第 8 条まで及び別表第 1 の規定は、平成 12 年 12 月 21 日から施行する。

(国土交通省設置法の施行までの経過措置)

第 2 条 国土交通省設置法(平成 11 年法律第 100 号)の施行の日の前日までの間における第 50 条第 1 項及び別表第 1 の 2 の項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「建設大臣」とする。

(熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例の施行までの経過措置)

第 3 条 熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例(平成 12 年熊本県条例第 63 号)の施行の日の前日までの間における別表第 1 の 8 の項の規定の適用については、同項中「熊本県地下水保全条例(平成 2 年熊本県条例第 52 号)第 23 条第 1 号」とあるのは、「熊本県地下水の採取に関する条例(昭和 53 年熊本県条例第 52 号)第 7 条第 1 項」とする。

(条例附則第 3 条第 1 項の規則で定める軽微な変更)

第 4 条 第 40 条第 2 項の規定は、条例附則第 3 条第 1 項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(条例附則第 3 条第 2 項の規則で定める条件)

第 5 条 条例附則第 3 条第 2 項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

(条例施行前に環境影響評価その他の手続を行う場合の届出)

第 6 条 条例附則第 4 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 条例附則第 4 条第 1 項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

(3) 条例附則第4条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

(4) 条例の施行後に条例第6条の対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域

(5) 条例附則第4条第1項の規定に基づき、条例第3章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

(熊本県環境影響評価審査会規則の廃止)

第7条 熊本県環境影響評価審査会規則(平成12年熊本県規則第36号)は、廃止する。

(熊本県環境影響評価審査会規則の廃止に伴う経過措置)

第8条 前条の規定の施行の際現に熊本県環境影響評価審査会の会長である者は、第58条第1項の規定により熊本県環境影響評価審査会の会長として選任されたものとみなす。

附 則(平成14年3月29日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する対象事業となる事業について、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定による縦覧の手続を経た公有水面埋立法施行規則(昭和49年/運輸省/建設省/令第1号)第3条第8号に掲げる図書があるときは、当該図書は、条例第23条の手続を経た条例第21条第2項に規定する環境影響評価書とみなす。

3 この規則による改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の7の項(2)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許又は同法第42条第1項の規定による承認が与えられた事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の改正後の規則第40条第2項で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。

附 則(平成15年9月30日規則第46号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例第7条の規定により方法書の公告を行っている対象事業については、この規則による改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第4条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第15条の規定により準備書の公告を行っている対象事業については、新規則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者が施行日前に条例第23条の規定により評価書の公告を行っている対象事業については、新規則第33条において準用する新規則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 事業者は、施行日前においても、新規則の規定の例により、方法書、準備書又は評価書の作成を行うことができる。
- 6 前項の規定により方法書、準備書又は評価書の作成が行われた対象事業については、施行日において、新規則の相当する規定により当該方法書、準備書又は評価書の作成が行われたものとみなす。

附 則(平成20年10月17日規則第59号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行により新たに熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第2条第2号に規定する対象事業(以下この項において「対象事業」という。)となる事業であって、この規則の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(この規則の施行の日以後の内容の変更により対象事業として実施されるものを除く。)については、同条例第3章から第7章までの規定は、適用しない。

附 則(平成23年6月30日規則第29号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成27年5月29日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の改正規定(8の項に係る部分に限る。) 公布の日
 - (2) 別表第1の改正規定(8の項に係る部分を除く。)並びに別表第2及び別表第3の改正規定 平成30年4月1日
- 2 改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の5の項(7)及び(8)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業(第2号施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の改正後の規則第40条第2項で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 12 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 19 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の 5 の項の(9)及び(10)の規定は、この規則の施行の日前に電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の認可の申請又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出がなされた事業（同日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の新規則第 40 条第 2 項で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、適用しない。

附 則(令和 5 年 9 月 29 日規則第 38 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日前に熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 4 条の 4 の規定による配慮書の送付がなされた事業については、適用しない。

別表第 1(第 2 条関係)

事業の種 類	事業の要件
1 条例別 表第 1 号 に掲げる 事業の種 類	(1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する道路、農道及び林道(以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線の数が 4 以上であり、かつ、長さが 5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。) (2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数増加に係る部分(改築後の車線の数 4 以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数 4 以上であるものに限る。)の長さの合計が 5 キロメートル以上であるものに限る。) (3) 森林地域(国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条第 2 項に規定する森林地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を除く。))をいう。以下同じ。)における一般国道等の新設の事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、車線の数 2 以上であり、かつ、森林地域における長さの合計が 10 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。))

	(4) 森林地域における一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの((2)に掲げる要件に該当するものを除き、車線の数増加に係る部分(改築後の車線数が2以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線数が2以上であるものに限る。))の森林地域における長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。) (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令(昭和26年政令第276号)別表第3林道の開設に要する費用の項第6号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第1号(2)及び同項第2号(3)に規定する林道に係るもの((3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除き、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である林道を設けるものに限る。))
2 条例別表第2号に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)面積(以下「貯水面積」という。))が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」という。))であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)) (2) 計画湛(たん)水位(堰(せき))の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰(せき)によってたたえることとした流水の最高の水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。))における湛(たん)水区域(以下単に「湛(たん)水区域」という。))の面積(以下「湛(たん)水面積」という。))が50ヘクタール以上である堰(せき)の新築の事業(当該堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))

	(3) 改築後の湛(たん)水面積が 50 ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が 25 ヘクタール以上増加することとなる堰(せき)の改築の事業(当該改築後の堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が 15,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。) (4) 50 ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
3 条例別表第 3 号に掲げる事業の種類	(1) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨(こ)座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和 45 年法律第 71 号)第 2 条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第 6 項第 1 号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第 2 号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが 5 キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。) (2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが 5 キロメートル以上であるものに限る。) (3) 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが 5 キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。) (4) 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが 5 キロメートル以上であるものに限る。)
4 条例別表第 4 号に掲げる事業の種類	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが 1,250 メートル以上である滑走路を設けるものに限る。) (2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが 1,250 メートル以上であるものに限る。) (3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが 1,250 メートル以上であり、かつ、滑走路を 250 メートル以上延長するものに限る。)

5 条例別 表第 5 号 に掲げる 事業の種 類	(1) 出力が 15,000 キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰(せき)が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。) (2) 出力が 15,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰(せき)の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。) (3) 出力が 75,000 キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業 (4) 出力が 75,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業 (5) 出力が 5,000 キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業 (6) 出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業 (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業(次のいずれにも該当する場合を除く。) ア 当該風力発電所の発電設備の新設をする場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他の静穏を必要とする建築物が存在しないこと。 イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。 (ア) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域 (イ) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域
---	--

- (ウ) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区
- (エ) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区
- (オ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区
- (カ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
- (キ) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
- (ク) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域
- (ケ) 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）第 6 条の規定により指定された県立自然公園の区域
- (コ) 熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）第 11 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 19 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域、又は同条例第 23 条第 1 項の規定により指定された郷土修景美化地域
- (サ) 熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する景観形成地域又は同条例第 2 条第 4 項に規定する特定施設届出地区の区域
- (シ) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区
- ウ 当該事業が実施されるべき区域内に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。）若しくは天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観が存在しないこと。
- エ 当該事業が実施されるべき区域内に熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 35 条第 1 項の規定により指定された熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物（標本及び動物又は植物に種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）が存在しないこと。

	オ 当該事業が事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであること。 (8) 出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業（(7)のアからオまでのいずれにも該当する場合を除く。） (9) 太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が 20 ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業 (10) 太陽電池発電所敷地等の面積が 20 ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業
6 条例別表第 6 号に掲げる事業の種類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業 (2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積の変更において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出を要するものに限る。) (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上である施設を設置するものに限る。) (4) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業(1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上増加するもの又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上増加するものに限る。) (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設(以下単に「し尿処理施設」という。)の設置の事業(1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上であるものに限る。) (6) し尿処理施設の規模の変更の事業(1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上増加するものに限る。)
7 条例別表第 7 号に掲げる	(1) 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓(以下「公有水面埋立て等」という。)の事業(公有水面埋立て等に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。)の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)

事業の種類	(2) 対象事業実施区域に干潟等地域(自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 4 条に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場又は国土利用計画法第 9 条第 2 項に規定する自然公園地域をいう。)を含む公有水面埋立て等の事業(埋立干拓区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
8 条例別表第 8 号に掲げる事業の種類	(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業(以下単に「土地区画整理事業」という。)である事業(施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 熊本県地下水保全条例(平成 2 年熊本県条例第 52 号)第 25 条第 1 号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

	カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
9 条例別表第9号に掲げる事業の種類	(1) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業(以下単に「新住宅市街地開発事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

	エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
10 条例 別表第 10 号に掲げ る事業の 種類	(1) 工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「工業団地の造成」という。)の事業(8 の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における工業団地の造成の事業(8 の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

	ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
11 条例 別表第 11 号に掲げ る事業の 種類	(1) 新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業(以下単に「新都市基盤整備事業」という。)である事業(施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における新都市基盤整備事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少す

	る地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
12 条例 別表第 12 号に掲げ る事業の 種類	(1) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業(以下単に「流通業務団地造成事業」という。)である事業(施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが事実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが事実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)

	ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
13 条例 別表第 13 号に掲げ る事業の 種類	(1) 住宅の建設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「住宅団地の造成」という。)の事業(8 の項、9 の項又は 11 の項に掲げる要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における住宅団地の造成の事業(8 の項、9 の項若しくは 11 の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに

	掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
14 条例別表第 14 号に掲げる事業の種類	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。)の事業(造成に係る土地の面積が 100 ヘクタール以上であるものに限る。)

15 条例 別表第 15 号に掲げ る事業の 種類	(1) スポーツ施設(ゴルフ場を除く。)又は遊園地、キャンプ場その他のレクリエーション施設(これらと一体となって整備される施設を含む。以下「スポーツ施設等」という。)の設置の事業(スポーツ施設等の用に供するための敷地として造成される一団の土地(以下「施設用地」という。)の造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) スポーツ施設等の規模の変更の事業(施設用地の造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上増加するものに限る。) (3) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の設置の事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者((3)において「活動実施者」という。))となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者((3)において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施設用地の造成に係る土地の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者((3)において「事業者等」という。))が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的
--	---

とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。

(4) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の規模の変更の事業((2)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（(4)において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（(4)において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上増加するものに限る。)

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者（(4)において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。

ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当

	該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。 (5) ゴルフ場(これと一体となって整備される施設を含む。以下同じ。)の設置の事業(ゴルフ場の用に供するための敷地として造成される一団の土地(以下「ゴルフ場用地」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。) (6) ゴルフ場の規模の変更の事業(5ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限る。)
16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)の設置の事業(計画処理人口が100,000人以上であるものに限る。) (2) 下水道終末処理場の規模の変更の事業(計画処理人口が100,000人以上増加するものに限る。)
17 条例別表第17号に掲げる事業の種類	(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供される工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置の事業(工場等において使用する燃料の量(以下「燃料使用量」という。)が重油換算で1時間当たり8キロリットル以上又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が10,000立方メートル以上であるものに限る。) (2) 工場等の規模の変更の事業(燃料使用量が重油換算で1時間当たり8キロリットル以上又は排出水量が10,000立方メートル以上増加するものに限る。) (3) 地下水保全地域における工場等の設置の事業(排出水量が5,000立方メートル以上であるものに限る。) (4) 地下水保全地域における工場等の規模の変更の事業(排出水量が5,000立方メートル以上増加するものに限る。)
18 条例別表第18号に掲げる事業の種類	(1) 豚房施設の設置の事業(豚房の総面積が7,500平方メートル以上であるものに限る。) (2) 豚房施設の規模の変更の事業(増設後の豚房の総面積が9,000平方メートル以上であるものに限る。)

19 条例別表第 19 号に掲げる事業の種類	(1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 2 条に規定する岩石、土及び砂利(以下「岩石等」という。)の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が 30 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 岩石等の採取の規模の変更の事業(採取の用に供される場所の変更後の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)
20 その他の造成事業	(1) その他の造成事業(造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域におけるその他の造成事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。 ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 オ 活動実施者が、地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。 カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。 キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当

	該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。 ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。
--	---

備考 知事は、8の項の(2)のアからケまでに掲げる事項のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として認めるか否かを判断するに当たっては、当該事業を実施する場所を管轄する市町村長の意見を聴き、その意見を勘案するものとする（9の項の(2)、10の項の(2)、11の項の(2)、12の項の(2)、13の項の(2)、15の項の(3)及び(4)並びに20の項の(2)の場合においても同様とする。）。

別表第 2(第 32 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第 1 の 1 の項の (1) から (4) ま でに該当する 対象事業	道路の長さ	道路の長さが 20 パーセント 以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域か ら 100 メートル以上離れた区 域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第 1 の 1 の項の (5) に該当す る対象事業	林道の長さ	林道の長さが 20 パーセント 以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域か ら 200 メートル以上離れた区 域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動 車の速度が増加しないこと。
3 別表第 1 の 2 の項の (1) に該当す る対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の 面積が修正前の貯水面積の 2 0 パーセント未満であるこ と。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第 1 の 2 の項の (2) 又は (3) に 該当する対象 事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる 部分の面積が修正前の湛(た ん)水面積の 20 パーセント未 満であること。
	固定堰(ぜき)又は可動堰(ぜき)の別	
5 別表第 1 の 2 の項の (4) に該当す る対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部 分の面積が修正前の当該区域 の面積の 20 パーセント未満 であること。
6 別表第 1 の 3 の項の	鉄道の長さ	鉄道の長さが 10 パーセント 以上増加しないこと。

(1)又は(2)に該当する対象事業	本線路施設区域(別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路(一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	滑走路の長さ	滑走路の長さが150メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。

	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の 20 パーセント未満であり、又は 1 ヘクタール未満であること。
	ダムコンクリートダム又はフィルダムの別	
10 別表第 1 の 5 の項の (3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
11 別表第 1 の 5 の項の (5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 別表第 1 の 5 の項の (7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第 1 の 5 の項の (9)又は (10)に該	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地等の面積

当する対象事業		の 10 パーセント未満であり、かつ、4 ヘクタール未満であること。
14 別表第 1 の 6 の項の (1) 又は (2) に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の 20 パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 14 号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
15 別表第 1 の 6 の項の (3) から (6) までに該当する対象事業	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
16 別表第 1 の 7 の項に該当する事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の 20 パーセント未満であること。
17 別表第 1 の 8 の項、9 の項、11 の項及び 12 の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール(地下水保全地域にあっては、5 ヘクタール)未満であること。
18 別表第 1 の 10 の項、13 の項、15 の項及び 20 の	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール(地下水保全地域にあっては、5

項に該当する 対象事業		ては、5ヘクタール)未満であること。
19 別表第1 の14の項に 該当する対象 事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
20 別表第1 の16の項に 該当する対象 事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
21 別表第1 の17の項に 該当する対象 事業	燃料使用量又は排出水量	燃料使用量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
22 別表第1 の18の項に 該当する対象 事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が修正前の豚房施設の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
23 別表第1 の19の項に 該当する対象 事業	採取の用に供される場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる部分の面積が修正前の当該場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、6ヘクタール未満であること。

別表第 3 (第 40 条関係)

対象事業の 区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要 件
1 別表第 1 の 1 の項の (1)から(4) までに該当 する対象事 業	道路の長さ	道路の長さが 10 パーセント以上増 加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対 象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若し くは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは 高架又はその他の構造の別が連続し た 1,000 メートル以上の区間におい て変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を 連結させるための施設で道路法 第 3 条第 1 号の高速自動車国道 と交通の用に供する施設を連結 させるための高速自動車国道の 施設に準ずる規模を有するもの を設置する区域(以下「インター チェンジ等区域」という。)の位 置	変更前のインターチェンジ等区域か ら 500 メートル以上離れた区域が新 たにインターチェンジ等区域となら ないこと。
2 別表第 1 の 1 の項の (5)に該当す る対象事業	林道の長さ	林道の長さが 10 パーセント以上増 加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 200 メートル以上離れた区域が新たに対 象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車 の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速 度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域 の位置	トンネル又は長さが 20 メートル以 上である橋の設置(移設に該当する ものを除く。)を新たに行い、又は 行わないこととするものでないこ と。

3 別表第1 の2の項の (1)に該当する 対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が 変更前の貯水面積の10パーセント 未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダ ムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500 メートル以上離れた区域が新たに対 象事業実施区域とならないこと。
4 別表第1 の2の項の (2)又は(3) に該当する 対象事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の 面積が変更前の湛(たん)水面積の1 0パーセント未満であること。
	固定堰(ぜき)又は可動堰(ぜき) の別	
	堰(せき)の位置	堰(せき)の両端のいずれかが500メ ートル以上移動しないこと。
5 別表第1 の2の項の (4)に該当する 対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面 積が変更前の当該区域の面積の10 パーセント未満であること。
6 別表第1 の3の項の (1)又は(2) に該当する 対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増 加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メ ートル以上離れた区域が新たに本線 路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列 車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の 最高速度が地上の部分において10 キロメートル毎時を超えて増加しな いこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列 車の本数が10パーセント以上増加 せず、又は1日当たり10本を超え て増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは 地下、橋若しくは高架又はその 他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地 下、橋若しくは高架又はその他の構

		造の別が連続した 1,000 メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が 10 ヘクタール以上増加しないこと。
7 別表第 1 の 3 の項の (3) 又は (4) に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において 10 キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が 10 パーセント以上増加せず、又は 1 日当たり 10 本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した 1,000 メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が 10 ヘクタール以上増加しないこと。
8 別表第 1 の 4 の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが 150 メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が 20 ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による

		障害の防止等に関する法律施行令（昭和 42 年政令第 284 号）第 6 条の規定を適用した場合における同条の値が 75 以上となる区域をいう。）から 500 メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
9 別表第 1 の 5 の項の (1) 又は (2) に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の 10 パーセント未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の 10 パーセント未満であり、又は 1 ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの 20 パーセント未満であり、又は 100 メートル未満であること。
10 別表第 1 の 5 の項の (3) 又は (4) に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	

	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが 10 パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口の位置が 100 メートル以上移動しないこと。
11 別表第 1 の 5 の項の (5) 又は (6) に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが 10 パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が 100 メートル以上移動しないこと。
12 別表第 1 の 5 の項の (7) 又は (8) に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が 100 メートル以上移動しないこと。
13 別表第 1 の 5 の項の (9) 又は (10) に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地等の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、4 ヘクタール未満であること。
14 別表第 1 の 6 の項の (1) 又は (2)	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の 10 パーセント未満であること。

に該当する 対象事業	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令第7条第14号イに規 定する産業廃棄物の最終処分 場、同号ロに規定する産業廃棄 物の最終処分場又は一般廃棄物 若しくは同号ハに規定する産業 廃棄物の最終処分場の別	
15 別表第1 の6の項の (3)から(6) までに該当 する対象事 業	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却 施設又はし尿処理施設の処理能 力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 又はし尿処理施設の処理能力が10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300 メートル以上離れた区域が新たに対 象事業実施区域とならないこと。
16 別表第1 の7の項に 該当する事 業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面 積が変更前の埋立干拓区域の面積の 10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500 メートル以上離れた区域が新たに対 象事業実施区域とならないこと。
17 別表第1 の8の項、9 の項、11の 項及び12の 項に該当す る対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が 変更前の施行区域の面積の10パー セント未満であり、かつ、10ヘク タール(地下水保全地域にあって は、5ヘクタール)未満であるこ と。
	土地の利用計画における工業の 用、商業の用、住宅の用又はそ の他の利用目的ごとの土地の面 積	土地の利用計画における工業の用の 土地の面積が変更前の当該土地の面 積の20パーセント以上増加せず、 又は10ヘクタール(地下水保全地 域にあっては、5ヘクタール)以上増 加しないこと。
18 別表第1 の10の項、 13の項、15 の項及び20 の項に該当	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の 面積が変更前の当該土地の面積の1 0パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール(地下水保全地域にあっ ては、5ヘクタール)未満であるこ と。

する対象事業	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、又は 10 ヘクタール(地下水保全地域にあっては、5 ヘクタール)以上増加しないこと。
19 別表第 1 の 14 の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、20 ヘクタール未満であること。
20 別表第 1 の 16 の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
21 別表第 1 の 17 の項に該当する対象事業	燃料使用量又は排出水量	燃料使用量又は排出水量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
22 別表第 1 の 18 の項に該当する対象事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が変更前の豚房施設の面積の 10 パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
23 別表第 1 の 19 の項に該当する対象事業	採取の用に供される場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる部分の面積が変更前の当該場所の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、6 ヘクタール未満であること。